平成２７年（フ）第３６４号
大阪府貝塚市半田１丁目１番21―303号、前住所大阪府貝塚市海塚188番地７Ｋアビテ201号
債務者　上藤　義博
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４２９号
大阪府泉大津市池浦町５丁目10番23―２号
債務者　中野　　泉
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３７号
大阪府和泉市室堂町802番地の９
債務者　西川千代子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４７０号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目25番27号
債務者　辻尾　　実
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４７６号
大阪府岸和田市尾生町910番地の14
債務者　久禮亜妙美（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４８６号
大阪府和泉市上町666番地の１ライトパティオ上202
債務者　松岡　功太
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９２号
大阪府泉佐野市上之郷1352番地の１―110
債務者　八塚　　雄
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５１０号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目19番27号ラヴエニール201
債務者　城山　弘之
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
福岡県久留米市荒木町荒木1959番地３
債務者　山下　　寛
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１１９号
北海道虻田郡豊浦町字東雲町68番地１　船見ケ丘第３団地Ａ―213
債務者　久保　　透
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
北海道帯広市西17条北１丁目43番７号　ヴェルデ壱番館１―Ｃ
債務者　本間　泰道
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
北海道足寄郡足寄町南４条６丁目５番地　田中方、住民票上の住所北海道足寄郡足寄町南７条１丁目62番地
債務者　ロードハットこと　吉田　淳之
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
山形県鶴岡市湯温海字湯之尻521番地１柳原住宅Ａ―124
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１０７３号
愛知県日進市米野木町北山１番地171、従前の住所愛知県愛知郡東郷町春木台１丁目22番地10
債務者　中垣　孝男
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０７４号
愛知県日進市米野木町北山１番地171
債務者　中垣　千春
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７５号
愛知県あま市七宝町川部屋敷代101番地　アムールフローラ101号、申立時の住所愛知県あま市七宝町桂角田47番地　キングスマンション七宝３号館―301号
債務者　坂倉佳寿代
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部